

TOSHIBA

グリーン調達ガイドライン

Ver 9.0

2021年4月1日

東芝デジタルソリューションズ株式会社

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1. はじめに..... | 1 |
| 2. 環境基本方針..... | 1 |
| 3. 本ガイドラインの趣旨..... | 1 |
| 4. 東芝デジタルソリューションズグループのグリーン調達基準..... | 2 |
| (1)適用範囲..... | 2 |
| (2)環境管理システム(EMS)の構築..... | 2 |
| (3)調達品の含有化学物質の管理..... | 2 |
| (4)含有化学物質の管理のための東芝グループ環境関連物質リスト..... | 2 |
| 5. 調達取引先様へのお願い事項..... | 3 |
| 添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト..... | 5 |
| 別表1 ランクA:禁止物質(群)..... | 5 |
| 別表2 ランクB:管理物質(群)..... | 9 |
| 【様式1】EMS調査表..... | 10 |
| 【様式2】欠番..... | 10 |
| 【様式3】環境関連物質 使用/不使用宣言書..... | 10 |
| 【問い合わせ】..... | 11 |

1. はじめに

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高いサービスと最先端の技術で社会課題の解決をめざすとともに、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にも貢献し、さらなる企業価値の向上を図っていかねばなりません。持続可能な社会の実現に貢献し、かつ企業として持続的な発展をめざすためには、長期的な視点で世界の潮流に対応しながら、豊かな価値を提供し続けていくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは 2020 年、脱炭素化や循環経済への対応などグローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン 2050」を策定しました。「環境未来ビジョン 2050」は「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の 3 分野への取り組みを推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。

東芝デジタルソリューションズグループにおきましてもデジタルソリューションズ事業を展開するにあたり環境配慮への取り組みを最優先課題と捉え東芝デジタルソリューションズグループ環境基本方針を定め活動しています。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝デジタルソリューションズグループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2. 環境基本方針

当社の web サイト(下記 URL)でご確認いただけます。

URL :

<https://www.global.toshiba/jp/company/digitalsolution/about/csr/initiatives/environment.html>

3. 本ガイドラインの趣旨

東芝デジタルソリューションズグループでは、東芝デジタルソリューションズグループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達が欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝デジタルソリューションズグループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、調達品）について、調達取引先様をお願いする具体的内容について示しています。東芝デジタルソリューションズグループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

4. 東芝デジタルソリューションズグループのグリーン調達基準

積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。以下の基準を定め、お取引を開始、継続させて頂く際は以下の事項を積極的に推進している調達取引先様を優先します。

(1) 適用範囲

本ガイドラインは、東芝デジタルソリューションズグループ(*)における「商品(注1)に関わる材料等の調達」及び「生産活動に関わる調達」に関し、調達取引先様及び調達品に適用します。ただし、お客様への提供にあたって、仕向地の関連法令、お客様の仕様等、個別対応が必要な場合はこの限りではありません。

* 東芝デジタルソリューションズグループ(2021年4月現在)

- ・ 東芝デジタルソリューションズ株式会社
- ・ 東芝情報システム株式会社
- ・ 日本システム株式会社
- ・ 九州東芝エンジニアリング株式会社
- ・ 瀋陽東芝東軟情報システム社
- ・ 東芝 IT サービス株式会社
- ・ 中部東芝エンジニアリング株式会社
- ・ イー・ビー・ソリューションズ株式会社

注1：東芝デジタルソリューションズグループが販売する全ての商品とし、OEM 先及び ODM 先にて製造され販売するものを含みます。

(2) 環境管理システム(EMS)の構築

環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システムを運用・構築し、ISO14001の認証取得を進めています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

(3) 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(注2)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

注2: JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

URL: <https://chemsherpa.net/>

(4) 含有化学物質の管理のための東芝グループ環境関連物質リスト

東芝デジタルソリューションズグループでは、東芝グループ環境関連物質リストに準じ「ランク A: 禁止物質(群)」（別表1）、「ランク B: 管理物質(群)」（別表2）により、当社製品の含有化学物質を管理します。

| 区分 | 判断基準 |
|---------------------------|---|
| ランク A: 禁止物質 (群) (別表 1) | 東芝グループにおいて、調達品 (包装材含む) への含有を禁止する物質 (群)。国内外の法規制で製品 (包装材含む) への使用が禁止または制限されている物質 (群) |
| ランク B: 管理物質 (群) (別表 2) | 使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質 (群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質 (群) |

5. 調達取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様には以下をお願いします。

(1) 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み (環境方針策定・システム整備・教育実施等) をお願いします。

(2) 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- ①製品含有化学物質管理体制の構築
- ②有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達 (グリーン調達) の実施
- ③東芝グループからお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

(3) 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達取引の際に「特定化学物質の使用制限に関する合意書」の締結をお願いする場合があります。

(4) 有化学物質管理基準を満たさない場合の対応

管理基準外の判定結果となった場合は、調査へのご協力と代替部品の供給の努力にご協力願います。

(6) 各種調査への協力

① 調達取引先様の環境保全活動の調査 (EMS 調査)

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査の主な項目と調査結果に基づく取引の選定基準は以下です。

<主な項目>

- ・環境関係法令及びグリーン調達などの対応状況
- ・ISO 14001 (又は相当) 外部認証の取得
- ・外部認証が未取得の場合は環境保全に対する項目の取り組み

<評価基準>

調査結果に基づく評価点合計をランク分けし、評価ランク S または A の調達取引先様からの調達を優先します。

| 評価ランク | 選定基準 |
|-------|--------------|
| S | 優先取引 |
| A | |
| B | 改善要請、指導支援を前提 |
| C | |
| D | |

②調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、必要に応じて調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

③調達品の含有化学物質に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の機会に、調達品の化学物質の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (a) [環境関連物質使用／不使用宣言書]による禁止物質の不含有確認
- (b) 欧州 REACH 規則の認可対象候補となる高懸念物質 (SVHC：注 2) の含有有無および含有量調査 (chemSHERPA® (注 3)、他)
- (c) 分析評価結果の調査
- (d) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

注 2：高懸念物質 (SVHC: Substance of very high concern) とは、欧州 REACH 規則第 57 条の基準に該当し、かつ第 59 条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

注 3：chemSHERPA®とは、サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキームです。

添付資料 東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランク A: 禁止物質(群)

| 番号 | 物質(群)名 | 東芝グループへの 納入品において 禁止する時期 | 東芝グループへの 納入品において 禁止する含有濃度の 閾値 | 参照法令及び規制 |
|-----|--|-------------------------------|--|--|
| A01 | アスベスト類 | 既に禁止 | 意図的添加の禁止 | EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法(製造禁止) |
| A02 | 一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及び特定アミンとして 30ppm | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A03 | カドミウム及びその化合物 | 既に禁止 | 100 ppm (注1、注2) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 |
| A04 | 六価クロム化合物 | 既に禁止 | 1000 ppm (注1、注2) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 |
| A05 | 鉛及びその化合物 | 既に禁止 | 1000 ppm (注1、注2) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 |
| A06 | 水銀及びその化合物 | 既に禁止 | 1000 ppm (注1、注2) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令 |
| A07 | オゾン層破壊物質 (例:CFC 類、HCFC 類、 HBFC 類、四塩化炭素 等) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止 | モントリオール議定書 オゾン層保護法 |
| A08 | ポリ臭化ビフェニル類(略称:PBB 類) | 既に禁止 | 1000 ppm (注1) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A09 | ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称:PBDE 類) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止、及び 1000ppm(注1、6) | EU RoHS 指令 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則 |
| A10 | ポリ塩化ビフェニル類(略称:PCB 類) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止 | EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化学物質 |
| A11 | ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止 | POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質 |
| A12 | 放射性物質 | 既に禁止 | 意図的添加の禁止 | 放射性同位元素等規制法 原子炉規制法 |

| 番号 | 物質(群)名 | 東芝グループへの 納入品において 禁止する時期 | 東芝グループへの 納入品において 禁止する含有濃度の 閾値 | 参照法令及び規制 |
|-----|--|-------------------------------|--|---|
| A13 | 一部(炭素鎖長 10~13) の短鎖型塩化パラ フィン | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 び 1000ppm | POPs 条約 付属書 A EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化 学物質 |
| A14 | トリブチルスズ(略 称:TBT)、トリフェニ ルスズ(略称:TPT) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 びスズとして 1000ppm (注 3) | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A15 | ビス(トリブチルス ズ)=オキシド(略 称:TBT0) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 びスズとして 1000ppm (注 3) | EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化 学物質 |
| A16 | 欠番 | | | |
| A17 | 欠番 | | | |
| A1 | 欠番 | | | |
| A19 | 欠番 | | | |
| A20 | 欠番 | | | |
| A21 | 欠番 | | | |
| A22 | 欠番 | | | |
| A23 | 欠番 | | | |
| A24 | 欠番 | | | |
| A25 | 欠番 | | | |
| A26 | 欠番 | | | |
| A27 | 欠番 | | | |
| A28 | 欠番 | | | |
| A29 | 欠番 | | | |
| A30 | 欠番 | | | |
| A31 | 欠番 | | | |
| A32 | 欠番 | | | |
| A33 | 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾ トリアゾール-2-イ ル)-4, 6-ジ-tert-ブ チルフェノール | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 び 1000ppm | 化審法 第一種特定化 学物質 |
| A34 | 欠番 | | | |
| A35 | 欠番 | | | |
| A36 | 欠番 | | | |
| A37 | ペルフルオロ(オクタ ン-1-スルホン酸)(別 名:PFOS)又はその塩 | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 び 1000ppm(表面処理の 場合 1 μ g/m ²) | POPs 条約 付属書 B 化審法 第一種特定化 学物質 |
| A38 | ペルフルオロ(オクタ ン-1-スルホニル)=フ ルオリド(別 名:PFOSF) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止 | POPs 条約 付属書 B 化審法 第一種特定化 学物質 |

| 番号 | 物質(群)名 | 東芝グループへの 納入品において 禁止する時期 | 東芝グループへの 納入品において 禁止する含有濃度の 閾値 | 参照法令及び規制 |
|-----|--|-------------------------------|---|---------------------------------------|
| A39 | ポリ塩化ターフェニ ル(略称:PCT類) | 既に禁止 | 50ppm | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A40 | 三置換有機スズ化合 物(A14, A15を除く) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 びスズとして 1000ppm (注3) | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A41 | フマル酸ジメチル(略 称:DMF) | 既に禁止 | 0.1ppm | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A42 | 欠番 | | | |
| A43 | 欠番 | | | |
| A44 | 欠番 | | | |
| A45 | 欠番 | | | |
| A46 | 欠番 | | | |
| A47 | ジオクチルスズ化合 物(略称:DOT) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 びスズとして 1000ppm (注3、注4) | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A48 | ジブチルスズ化合物 (略称:DBT) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 びスズとして 1000ppm (注3、注4) | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A49 | 欠番 | | | |
| A50 | ヘキサブロモシクロ ドデカン (略称:HBCD) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止及 び 1000ppm | POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化 学物質 |
| A51 | 一部の多環芳香族炭 化水素(略称:PAHs) | 既に禁止 | 1ppm (注4) | EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A52 | フタル酸ビス(2-エチ ルヘキシル) (略称:DEHP) | 既に禁止 | 1000ppm (注5) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A53 | フタル酸ジブチル(略 称:DBP) | 既に禁止 | 1000ppm (注5) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A54 | フタル酸ブチルベン ジル(略称:BBP) | 既に禁止 | 1000ppm (注5) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A55 | フタル酸ジイソブチ ル(略称:DIBP) | 既に禁止 | 1000ppm (注5) | EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII |
| A56 | リン酸トリアリール イソプロピル化物(略 称:PIP(3:1)) | 既に禁止 | 意図的添加の禁止(注 6) | 米国 TSCA PBT 規則 (注6) |

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することである。

(注1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味である。算出する場合の分母は各均質材料とする。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とする。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とする。ただし、欧州 RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とする。

(注2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とする。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とする。

(注3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味である。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とする。

(注4) 欧州 REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とする。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とする。

(注5) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味である。算出する場合の分母は各均質材料とする。ただし、欧州 RoHS 指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とする。

(注6) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第6条(h)項に基づき、5種の難分解性、生体蓄積性および毒性(PBT)を有する5種の化学物質、当該物質を含有する製品、及び成形品を制限するもの。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象としない。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途および適用除外用途は対象から除く。

別表 2 ランク B:管理物質(群)

| 番号 | 物質(群)名 |
|-----|--|
| B01 | アンチモン及びその化合物 |
| B02 | ヒ素及びその化合物((B12) で指定された化合物を除く) |
| B03 | ベリリウム及びその化合物 |
| B04 | 臭素系難燃剤(PBB 類(A08) 及び PBDE 類(A09) を除く) |
| B05 | ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ) |
| B06 | フタル酸エステル類(DEHP(A52)、DBP(A53)、BBP(A54)、DIBP(A55) 及び(B12) で指定されたフタル酸エステルを除く) |
| B07 | ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC) |
| B08 | セレン及びその化合物 |
| B09 | パーフルオロカーボン(略称:PFC 類) |
| B10 | ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC 類) |
| B11 | 六フッ化硫黄 |
| B12 | 欧州 REACH 規則の SVHC(認可対象候補物質)(注 7) |
| B13 | 欠番 |
| B14 | 米国 TSCA PBT 規則(5 物質)(DecaBDE(A09)、および PIP(3:1)(A56) を除く)(注 8) |

(注 7) REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととする。

(注 8) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA) 第 6 条(h) 項に基づき、5 種の難分解性、生体蓄積性および毒性(PBT) を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する製品、および成形品を制限するもの。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象としない。

【様式 1】 EMS 調査表

当社の web サイト(下記 URL)でご確認いただけます。

URL : <http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

【様式 2】 欠番

【様式 3】 環境関連物質 使用/不使用宣言書

当社の web サイト(下記 URL)でご確認いただけます。

URL : <http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

【問い合わせ】

東芝デジタルソリューションズ株式会社
グループ調達統括部
電話: 042-340-6837
E-mail: Green.Procurement@toshiba-sol.co.jp

※グループ調達統括部は当社の環境担当部門の人事総務部と連携してグリーン調達を推進しています。

本ガイドラインは弊社ホームページに掲載しています。
<http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

改訂記録

| 改訂番号 | 主な改訂内容 | 改訂日 |
|------|---|-------------|
| 初版 | 発行 | 2004年7月1日 |
| 1.11 | 1. JGPSSI 調査を Ver2 から Ver3 に変更 2. 取引先環境活動調査の内容見直し ・ 化学物質管理体制の確認 ・ 環境関係法令及びグリーン調達対応状況確認 3. 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結追加 | 2007年2月20日 |
| 2.0 | JIG-101A を基に JGPSSI 調査の閾値見直し(アゾ染料など) 2. 調達禁止物質(群)追加 禁止 35 パーフルオロオクタンスルフォナート(PFOS) 3. JGPSSI 調査に関連する見直し ・ 定期再調査(3年以内に実施)を盛り込み ・ 調査対応可否、回答予定日を先行回答 4. 取引先環境活動調査の内容見直し ・ 化学物質管理体制の運用状況確認 | 2010年3月12日 |
| 2.1 | 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正において第1種監視化学物質が監視化学物質に名称変更(2010年4月施行)されたことにより、下記項目の文言見直し ・ 6頁 表1 調達禁止物質(群) ・ 付属-5(3/3) 別紙 2. 東芝デジタルソリューションズグループ環境基本方針の更新(2010年6月)による差替え、および「東芝グループ地球環境マーク」から「ecoスタイル」への更新(2010年6月)による差替え 3. 吸収合併によりグループ会社名から東芝ソシオシステムサポート株式会社を削除 | 2010年7月8日 |
| 3.0 | 下記項目変更により全体見直し 1. 取引先環境活動調査の変更 ・ EMS(環境保全活動)調査表の項目変更 ・ CMS(製品含有化学物質管理)のJAMPチェックシートを独立採用しCMS調査表を新規追加 2. 化学物質調査方式の変更 ・ JGPSSI Ver3(JIG24物質)調査の削除 ・ 特定有害物質(RoHS6物質)調査の削除、及び様式4(特定有害物質含有調査書)削除 ・ 環境関連物質 使用/不使用宣言書の追加 ・ JAMP-AIS 調査の追加 3. 調達禁止物質(群)、調達管理物質(群)の変更 ・ 別表1 調達禁止物質(群)を35物質(群)⇒48物質(群) ・ 別表2 調達管理物質(群)を20物質(群)⇒12物質(群)、内1物質(群)が欧州 REACH 規則のSVHC | 2011年11月25日 |
| 4.0 | 1. 禁止15物質(群)の名称を特定化学物資のみとし、レベルAの名称を削除 2. Ⅲ. 1. 東芝デジタルソリューションズグループのグループ会社の見直し 3. 別表1 禁止物質(群)に禁止物質追加、禁止時期追加 A49: エンドスルファン又はベンゾエピン、A50: ヘキサプロモシクロドデカン、 A51: PAH、A51~A55: フタル酸エステル類 | 2015年3月27日 |

| | | |
|-----|---|-----------------|
| | <p>4. 別表 2 調達管理物質(群)に B13:赤リン追加</p> <p>5. 3 項に伴い、「【様式 1】EMS 調査票」の内容を改訂。また、「(1)環境関係法令及びグリーン調達の対応状況」の設問を追加</p> <p>6. RoHS 指令の改正に伴い、「【様式 3】環境関連物質 使用/不使用宣言書の例」を差し替え</p> | |
| 5.0 | <p>付属資料 別表 1 ランク A:禁止物質(群)の注釈(注 1),(注 2)の見直しと注釈(注 5)の追加、別表 2 ランク B:管理物質(群)の注釈(注 5)を注釈(注 6)に変更</p> | 2017 年 3 月 1 日 |
| 6.0 | <p>1. 東芝デジタルソリューションズ株式会社発足に伴い社名表記等を変更</p> <p>2. 「II. 環境基本方針」、「【様式 1】EMS 調査表」、「【様式 2】CMS 調査表」、「【様式 3】環境関連物質 使用/不使用宣言書」の記載を社外サイト URL 記載に変更</p> | 2017 年 7 月 1 日 |
| 7.0 | <p>1. 東芝デジタルソリューションズグループ会社の記載を見直し</p> <p>2. 「用語の定義」「JAMP-AIS 調査」の記載を削除</p> <p>4. 「特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結(禁止 15 物質)」の記載内容を簡略化</p> <p>3. 【様式 4】特定化学物質の使用制限に関する合意書の例を削除</p> | 2019 年 7 月 1 日 |
| 8.0 | <p>東芝デジタルソリューションズグループ各社名の記載から東芝ピーエム株式会社を削除</p> | 2019 年 11 月 1 日 |
| 9.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東芝規程 化学物質管理実施規程改定及び米国 TSCA PBT 規則(5 物質)対応に伴う東芝グリーン調達ガイドライン改定に準じ改定。 ・ 全体構成と記載内容を東芝グリーン調達ガイドラインに整合。 ・ 東芝グループ環境関連物質リスト(別表 1、2)の変更 <ul style="list-style-type: none"> 削除: A16~32、34~36、42~46、A49、B13(欠番化) 追記: A9「意図的添加の禁止」「米国 TSCA PBT 規則」 追加: A56、B14 ・ 記載削除 <ul style="list-style-type: none"> 「CMS 調査」項目全文 「特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結(禁止 15 物質)」項目関連記載全文と様式 2(欠番化) ・ 「様式 3 環境関連物質使用/不使用宣言書」改定(Rev5.1→6.0) | 2021 年 4 月 1 日 |

発行元

東芝デジタルソリューションズ株式会社